

2018年度博士学位請求論文審査報告

多田麻希子「秦漢時代の家族と国家」

審査委員

(主査) 専修大学文学部教授 飯尾 秀幸

(副査) 専修大学文学部准教授 田中 禎昭

(副査) 東京学芸大学教育学部教授 小嶋 茂稔

一、問題関心と本研究の先進性、および史学史上の位置づけについて

本論文の著者の問題関心は、中国古代において家族の実体がどのようなものであったのかを史料的に明らかにすること、また家族を一つの構成単位として成立する郷里社会の内部に存在した諸関係を具体的に検討することにある。それは中国における古代国家の形成過程の具体的な解明という、いわば国家史研究を研究目的としている著者の問題意識と強く結びついたものである。中国古代史研究において国家史は、個別人身支配論のような専制権力の支配構造の解明がこの問題に接近するのみで、ほとんど研究がない状態である。そうした現状にあって、著者は近年の国家論の成果である国家関係論を重要な論点として評価し、その論点を上述したように郷里社会内部の諸関係の存在の解明と、その諸関係と国家との関係として捉えるかたちで問題を提起した。これは従来の日における中国古代史研究が制度史を中心とした独特の「伝統」を維持し続けている現状に対して、中国古代史研究を世界史研究として位置づけるための一つの試みということもできよう。ここに本論文が示す問題関心の先進性と史学史上の意義を見出すことができる。

本論文が、社会内部に存在する諸関係の具体化のために研究対象とした事項は家族であった。中国古代家族史研究は戦前から論争を伴って展開されてきたが、そのほとんどは家族制度史であり、家族形態の大小が主な論争点となっていた。近年相次ぐ簡牘の発見で、家族に関する史料が増大したが、簡牘を史料とする家族史研究も家族制度の域を出ないものがほとんどであった。そのなかにあつて、制度史とは異なる新たな観点として、家族を婚姻単位としての家族、経済単位としての家族、居住単位としての家族という三つの家族が歴史的に存在することを前提として、その三つの家族が歴史的に合一に向かう（前二者が居住単位の家族に合一する）という変化を家族史研究の柱とする方法が提案された。本論文はこの新たな観点に関する初めての具体的な歴史学研究として位置づけられる。この点が研究上の先進性として高く評価される。

本論文において、居住単位としての家族は当該時期に制定された法律用語で「室」（＝「戸」）とよばれるものであり、経済単位としての家族は「同居」とよばれる法律用語であると結論づけられる。とくに「同居」は本論文独自の新解釈であり、これによって従来の簡牘研究で明確にされなかった、あるいは諸見解に分かれていた家族関連の規定の解釈が矛盾なく理解できるようになった。それは「非公室告」・「家罪」といった法律用語の解釈

によくあらわれている。しかもこの「同居」の新解釈は、戦前から中国の古代家族史研究の成果を批判的に継承するという著者の研究姿勢から導き出されたものである点も特筆すべきである。

この「同居」の解釈は、当該時期の前段階である商鞅変法の理解にも大きな影響を及ぼすことになるはずである。また当該時期の後の段階である豪族の成立問題にも新たな視点を示すものとなった。この意味からも本論文は、戦国時代から秦漢時代という中国における古代国家の成立過程の追究にとって、一つの具体的な論点を提出したことになる。これも本論文のもつ重要な史学史的な位置づけとなろう。

また本論文では家族の構成に関連して重要な史料である戸籍についても考察している。ただ当該時期における戸籍の現物はいまのところ発見されていない。そこで本論文では、発見された簡牘のなかから家族関連の簿籍である名籍を中心に、それら簡牘を網羅的に収集し、書式に従って分類する方法で戸籍の実体、および前漢後期から後漢時代の家族構成員の状態に迫った研究も注目され、新たな研究視角を提出したものと評価される。

さらにこうした研究成果をもとに、秦・前漢初期における郷里社会において、その一つの構成要素である家族に居住単位としての家族秩序と経済単位としての家族秩序といった諸関係が併存していたことを明らかにする。それとともに当該時期の律令の規定にみえる女性戸主や入り婿の存在、奴婢の郷里社会内での位置づけなどから、家族的な諸関係を包含する地縁的な諸関係・秩序（共同体的諸関係・共同体規制）といったものの存在にも言及する。これは上述した国家史研究という本論文の問題関心、および設定した課題に対する一つの解答であり、本論文における結論となっている。

二、論文構成の説得力と研究目的の到達点について

本論文は、以下のように、序論および結論、そして本論部分の6つの章、および一つの補論から成っている。また、使用した史資料から「室」・「戸」・「同居」および「爲戸」との関係を示した図1、および図1に「非公室告」・「家罪」の適用範囲を追記した図2、さらに出土史料から集積された戸籍関連簿より家族構成員を抽出した表が付されている。

論文構成は下記の如し。

序論 ー中国の古代史研究における家族史研究の位置づけと研究課題・研究方法ー

第1章 中国の古代家族史研究の現状と課題

第2章 出土簡牘にみえる「室」・「戸」・「同居」をめぐる諸問題と「家族」

〔補論〕 『嶽麓秦簡』(伍)にみえる「同居」ー「分異」の検討を兼ねて

図1 「室」「戸」「同居」関係図

第3章 出土簡牘にみえる「家罪」および「公室告」・「非公室告」-「家族」の居住形態

図2 非公室告・家罪概念図

第4章 秦・前漢初期の律令にみえる女性戸主

第5章 秦律・漢律にみえる奴婢ー国家的身分と社会的身分ー

第6章 秦漢時代の簡牘にみえる家族関連簿集成稿

結論

付表

上記のような構成からなる本論文は、以下の内容をもつ。

序論では、本論文での問題意識と検討する中心的な史料、およびその研究方法について論じている。問題意識として挙げられたのは古代国家形成過程の解明である。現在の理論的な国家論においては、国家道具説から国家関係論へとその視点が変わろうとしている。その国家関係論においては、社会（中国では郷里社会などと表現されているもの）の内部に存在していた諸関係を明らかにし、その諸関係と国家との関係の解明が重要である点が主張される。そのうえでこれまでの中国古代史研究を振り返り、史料的な制約があったとはいえ社会内部の諸関係がほとんど検討されず、小（経営）農民家族を単位として組織されたという観点のみで社会を理解されてきたとの批判が述べられる。そこで本論文においては、社会内部の一つの関係として家族の多様な在り方を具体的に検討するという課題が設定される。この課題設定が可能となったのは律令を中心とした簡牘史料の相次ぐ発見にあるが、律令を単なる国家支配の規定としてのみ捉えることなく、その規定の成立が社会の実体と不可分の関係にあるという前提で、律令成立の背景を検討するという研究方法を提示する。

第1章では、上記の問題意識に立って、中国古代の家族史研究の動向が整理され、そこから見出せる課題と問題点とが提示される。今日までの家族史研究の動向は以下のように三つの時期に区分して整理することができるとする。第一期である戦前は大家族なのか小家族なのかの論争をともなった研究がほとんどであったこと。その際すでに家族制度関連の編纂史料はほぼ出尽くしたこと。第二期である戦後の中国古代史研究においては、家族を小（経営）農民として均質的に理解され、具体的な研究が中断されてしまったこと。ただそのなかで社会内部の家族以外の関係として任侠、長幼関係の秩序の存在が指摘された点は評価できること。第三期は近年の簡牘史料の出土によってもたらされ、新たな史料は家族、郷里社会の具体的な在り方の解明の契機となったこと。しかし現在はなお家族について「室」・「戸」・「同居」といった律令の規定、ならびにその制度についての研究段階にとどまっていて、国家と社会との関係が分断されている研究現状が指摘される。

本論文は、こうした中国古代家族史研究の課題を設定したうえで、出現した簡牘における法律用語に新たな解釈を試みたのが、第2章と第3章である。

第2章では、家族史研究史の第三期で活発に論じられた、秦律・漢律における「室」・「戸」・「同居」という家族関連の法律用語の解釈について考察を行なわれた。このうち「室」については4～5人ほどの単婚家族が居住する小型家屋を指すという今日の研究状況を是とする。しかし「戸」および「同居」については、「爲戸」という行為に着目して次のように解釈された。子が成長して婚姻などにより、父母とともに小型家屋に居住できなくなった場合、別に小型家屋（「室」）を造り、居住単位としては「独立」したものを「戸」としていたこと。ただ「戸」は経済的に「独立」したとされる小経営農民ではないこと。そのため、当該時期の国家は社会の実体に対応して律令に「同居」の規定を組み込まざるを得なかったこと。すなわち「同居」とは、「爲戸」の結果、同一屋敷地内に造った「戸」（小型

家屋としての「室」)の複数集まって形成されたものを指すとする。これはこれまでにない新たな解釈である(本論文では戦前の牧野巽の「同居」解釈を批判提起に継承したが、牧野とは全く異なった家族論を展開することになった)。そのうえで郷里社会において、居住単位としての家族(「室」・「戸」、経済単位としての家族(「同居」)という家族が存在していた意味を、当該社会において農業生産力がいまだ経済単位としての家族が居住単位としての家族に合一され得なかった段階であったことを示すと理解した。この「同居」いう規定の存在は、社会の実体に対応したものであり、それは従来から主張されている社会の内部で経済単位として独立させた小経営農民を国家が個別的人身的に支配するという理解に対する反論ともなっている。

[補論]では、新たに出現した史料(『嶽麓秦簡(伍)』)にみえる、父死亡後に再婚した男性と同居する母が構成する「戸」とその母の子が構成する「戸」とは「分異」しなければならないこと、すなわち「同居」し同じ経済活動をするを禁止した規定を取り上げる。この規定を真の父母と子との間の関係から捉えれば、居住単位である「戸」を別にする父母と子が経済活動を共にする場合が一般的に存在していたこと、それによって「同居」は複数の「戸」が「分異」せず一つの経済単位として形成されていたとする第2章における「同居」の解釈が正しいことが実証されたと主張する。この理解は「分異」令をとともなう商鞅変法の解釈にも影響を及ぼすことになる。図1でその関係が端的に表示されている。

第3章では、第2章での「室」・「戸」・「同居」の解釈に関して、本論文での新解釈が『睡虎地秦簡』の律文にみえる別の用語である、「家罪」・「公室告」・「非公室告」の規定からも妥当であることが検討された。「公室告」が一般の犯罪行為を告発することを指すのに対して、家族構成員の犯罪に対する告発に関しては別な規定が存在した。その法律務用語が「家罪」・「非公室告」である。これまでこの用語に関しては明確な解釈が存在しなかったが、本論文のように「同居」を解釈することで、これら法律用語が適用される家族内の範囲が明らかになる。すなわち「非公室告」とは、「室」(小型家屋)内での父と子との間の「犯罪行為」および告発に関する範囲を示したもので、「家罪」とは、同一屋敷地内で「室」を異にし、その「室」を集めて形成される「同居」として居住する父子間をその対象としたものという相違があったことが実証された。これによって第2章で考察した家族形態における「室」(=「戸」)と「同居」との関係をもより明確化したことになった。図2はそれらの関係を示したものである。

第2章と第3章においては、社会内部を構成する一つの単位として家族を検討し、居住単位としての家族である「戸」(=「室」)、経済単位としての家族である「同居」といった家族形態が存在したことを明らかにした。そのうえでこれら家族構成員のなかで女性、入り婿、奴婢が家族内、あるいは郷里社会内部で如何なる位置づけがされていたのかを分析したのが、第4章と第5章である。

第4章では、唐代とは異なり、秦・前漢初期には女性戸主が存在したことを明らかにされた。まず秦律・漢律の規定から、女性戸主の存在形態を、父の「戸」を後継した者(娘後継戸主)、亡き夫の「戸」を後継した者(寡婦後継戸主)、未婚女性で「爲戸」した者(爵後継娘爲戸主)、寡婦で「爲戸」した者(寡婦爲戸主)の4種類に分類する。そのうえ

で、その各々の女性戸主の生涯における変動（婚姻、離婚など）と、そうした実体に対応した法的規制の在り方が検討された。そこには郷里社会における経済単位としての家族の在り方が女性戸主の存在を必要とした点、それには「同居」の規定が機能している点が指摘された。唐代でも地位の低い存在として位置づけられている入り婿の意味についても併せて考察された。秦・前漢初期に入り婿が存在したのは、女性戸主に入り婿を娶せ、父系を継承するための繋ぎとしたと理解され、郷里社会における諸関係を維持するものとして、女性戸主と入り婿という制度が定められたとする。唐代の律令に父系を継承するための繋ぎとして入り婿の規定はあるが、女性戸主の規定は存在しないのは、同じ父系を繋ぐという目的があっても、少なくとも唐代では、「同居」を必要としない社会が存在していたことが一因となったとの推測もなされた。

第5章は、家族の周縁に存在する奴婢を対象とした論考である。ここでは、秦律・漢律にみえる奴婢に関する規定を中心に、奴婢を財産登録することで奴婢所有者が確定する制度が存在したこと（国家の「名籍」による認知）、国家による奴婢所有者における財産としての保護、ならびに所有者からの懲罰権の剥奪と、それらにともなう国家による実質的な懲罰権の代行、さらに奴婢の譲渡・売買、および奴婢身分からの解放などの律令規定が分類・検討された。そのうえで秦・前漢初期における奴婢は「同居」のなかで共有されていたこと、奴婢所有者と奴婢との関係は、奴婢と子とが律令の規定において並列されていることなど家族構成員のなかで同様な位置づけとなっていた点から、その両者には親密な関係が存在していたことを見出した。それは家族員と奴婢とがより厳格に区分されていた後漢時代以降の両者の関係とは異なることが主張された。さらに当該時期においては、奴婢と一般人との婚姻や奴婢の所有者による解放などの規定から、郷里社会内部の社会構成員の間で、牛などの貸借と同様に、奴婢の貸借が行なわれていたことを推測する。これは当該時期の郷里社会における生産段階の問題とも関連する論点であり、またこれまで明らかにすることができなかった郷里社会内部の構造の解明という課題に一つの視点を見出すことに繋がる。

第6章では、当該時期の戸籍に関する検討が行なわれた。東アジアにおいて戸籍は国家が人々を把握する手段として機能しており、秦漢時代にも戸籍作成に関する法的規定が存在していた。しかし当該時期の戸籍はいまだ出土していない。そのため現状では、国家が如何なる単位で人々を支配しようとしていたのか、それが郷里社会の実体とどのように関係していたのかを知る術がない。そこで本章では、簡牘にみえるこれら名籍を網羅的に集積して、戸籍ならびに郷里社会における家族構成員の実体を推測することを目的とした。『里耶秦簡』・『居延漢簡』・『居延新簡』・『肩水漢簡』・『敦煌漢簡』・『額濟納漢簡』などにみえる簿籍類を内容とする簡牘から、戸籍の記述を想像できる書式を収集し、それらの簿籍を書式別に分類する。その分類から、戸籍に記載されたであろう項目を推測し、それらから多様な家族形態を見出し、前漢後期から後漢の時代においても、「室」・「戸」・「同居」などと類似した形態が存続していたことを確認した。

結論では、第2章～第6章における検討を通して、秦・前漢初期の郷里社会における居住単位としての家族、経済単位としての家族の存在を明らかにし、さらに郷里社会内部に

存在したであろう家族外の諸関係の存在も推測したことを受けて、国家と、それら諸関係が存在する郷里社会とが如何なる関係にあるのかが論述された。当該時期の郷里社会においては、居住単位として秩序のほかにも、経済単位としての家族秩序がしていた。さらに経済単位としての家族間にも父系を繋ぐという郷里全体の秩序、さらに奴婢の貸借にみられる関係が存在していた。本論文ではそれら郷里社会の秩序を共同体的諸関係と位置づけ、国家はこの共同体諸関係を維持するためにさまざまな律令規定を設けたと理解し、これが当該時期の国家と社会との関係を示す一つの証拠であるとの結論が述べられる。

以上の構成と内容で成り立つ本論文で、婚姻単位の家族、経済単位としての家族、居住単位としての家族が合一することをもって家族の成立と捉える仮説に関して、居住単位としての家族とともに経済単位としての家族を、具体的な律令用語のなかに区別して存在していたことを見出した。これはこれまで曖昧だった法律用語の解釈を明確化したこととともに高く評価され、郷里社会を構成する一単位である家族の具体的な解明を行なうという目的は十分に達成された。そのうえ郷里社会に家族以外の諸関係が存在していたことについての蓋然性の高い推測は、社会内部に存在する諸関係を見出そうとするもう一つの研究目的に関してもいくつかの視点を発見したものとなった。

三、史資料・文献収集の広さと実証性について

序論において展開された国家論に関して、古典から現代の理論的文献を広く収集して、中国古代における国家形成論に必要な論点を見出している。また第1章における中国古代家族史研究の学説史の概観においては、数多くある研究文献を丹念に読み込み、今日においても批判的に継承すべき学説を指摘するなど優れた学説史整理が行なわれている。

第2章～第5章では、主として出土史料である睡虎地秦簡と張家山漢簡を使用し、とりわけ研究対象とする事項に関連する律令の規定を網羅的に収集し、適切な手順で議論を展開し、その解釈においても諸研究の議論を咀嚼したうえで、解釈上の問題点を指摘し、自らの新しい解釈を提出という方法をとった。それらの考察には説得力がある。とくに第2章における「同居」に関する解釈は、実証性にも優れ、〔補論〕での自説への補強もなされ、第3章・第4章・第5章などで取り上げた解釈が分かれている律令条文の理解も明確となるなど、律令条文の解釈における大きな指針となっている。

また第6章において進められた簡牘史料にみえる名籍の集積は、戸籍の書式を推測するためという今までにない発想に基づいたもので、とくに注目される。その集積も極めて高い精度であり、書式の分類も正確である。

以上のように本論文では、十分な史資料批判と広汎な研究文献の収集と、その活用とが十分に行なわれていると判断できる。

四、研究の展望

本論文は、秦・前漢初期を主に対象とした研究で、これまで史料的制約があつてほとんど明らかにできなかった当該時期の郷里社会内部の諸関係の存在を、家族を中心に具体的

に明らかにした。その際に理解の鍵となった法律用語に「同居」があった。本論文の新解釈は説得力をもったものであるため、この語と関連がきわめて深い商鞅変法のなかの「分異」令の検討にも新たな解釈が可能となる。これまでの商鞅変法における「分異」令に関しては、子が成年に達した場合には、その子を独立させることと解釈されてきた。成年男子の同居が禁止されるのである（この場合の「同居」は同一家屋に居住することを指す）。この解釈は、国家によって強制的に小農民として独立させられた農民を国家が個别人身的に支配するという今日でも有力な仮説を導き出している。これに対しここに本論文で提出された「同居」の解釈を適用するとすれば、統一秦が成立する前の商鞅変法の理解はどうか、今後の課題として追究が待たれる。

さらに「同居」は、張家山漢簡『二年律令』における宅地の条件付き購入規定を考慮すれば、当該時代以降に成立すると考えられる豪族の成立とも関連が深いものとなる。『二年律令』の規定では、宅地の購入は居住地に隣接する宅地に限定されていた。したがって同一屋敷地に「戸」が集まって成立している「同居」形態の家族は、この規定を有利に活用することが可能となる。この考えによれば、「同居」を構成し、やがて血縁関係を強化していった者たちが、当該時代に存在していた地縁的な郷里社会の秩序から独立して、血縁集団としての豪族の「核」となるものを形成するという過程も推測できることになる。豪族の形成過程がまったく明らかになっていない現状において、この研究視角は興味深い。

このように本論文で明らかにされた論点は、それが研究対象とした秦・前漢初期の時代と、その前と後の時代との関係を問う問題へと研究を進展させる可能性を強くもっている。それは中国古代国家成立の過程とも重なることになる。今後の研究の進展が期待される。

以上のような成果と展望をもった本論文ではあるが、不十分な点を挙げるとすれば、国家と社会との関係にある。本論文の序論で指摘されたように、国家関係論においては、社会内部の諸関係の実体を把握することは重要である。本論文はその社会内部の諸関係のいくつかを明らかにした。結論では、こうした諸関係をもった社会と国家との関係に言及しているが、郷里社会に存在した共同体諸関係を維持するという郷里側の論理と、その論理を組み込んだ律令を国家が制定するという関係を、社会と国家との関係の実体とする段階にとどまっている。換言すれば、序論で指摘された社会構成員における公的なものへの共同幻想という視角の具体化がまだまだ深まっていないことになる。これは難しい問題ではあるが、本論文の成果を起点として、あるいは定点として、戦国から秦・前漢・後漢といった時代を通して考察するなかで明らかにしていってほしい。

五、口頭試問について

口頭試問は、飯尾・田中・小嶋の三委員によって行なわれた。各委員から数多く出された総括的質問や個別的な質問に対して、本論文提出者は、その各々について適切、かつ明快に答え、十分に対応したと判断する。

以上、学位請求論文ならびに口頭試問などを総合的に判断して、審査者三名は一致して、多田麻希子氏に博士（歴史学）の学位を授与することを認める結論に達した。